

## 川崎市緑化基金の運用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、川崎市基金条例（昭和48年川崎市条例第2号）第3条第1号に規定する緑化基金（以下「基金」という。）の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象事業)

第2条 基金の運用にあたっては、その設置の目的である「都市緑化推進事業の資金に充てる」ということを踏まえ、次の各号に掲げる事業を対象とする。

(1) 運用事業

ア 民有地の緑化の推進に関するもの

イ 川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（平成11年川崎市条例第49号、以下「緑の条例」という。）第8条第2項第5号に規定する緑化を重点的に図るべき地区の区域内で緑の質の向上を目的として行うもの

ウ 市域において特に緑の景観の向上を目的とするもの

エ 緑の基本計画作成等に係る基礎調査等に関するもの

オ 地域を特定して行う基金の還元を目的とするもの

カ 前各号のほか、市長が特に必要と認めたもの

(2) 貸付事業

ア 将来にわたり収益が期待でき、計画的な事業執行が可能なもの

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は建設緑政局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年3月31日から施行する。